

屋外広告物点検結果報告書の見直し（案）について

1 目的

平成 29 年 4 月以降、屋外広告物の落下事故が相次いで発生したことから、屋外広告物の適切な安全管理が推進されるよう、固定広告物の継続許可申請時に提出する点検結果報告書について、点検内容や報告書様式の見直しを行う。

北海道屋外広告物条例施行規則
(許可の申請)

第 4 条

3 条例第 10 条第 2 項の規定による許可を受けようとする者は、別記第 3 号様式の継続許可申請書正副 2 通を、固定広告物に係る場合にあつては、そのカラー写真（申請前 30 日以内に撮影したものに限る。）及び別記第 3 号様式の 2 の屋外広告物点検結果報告書を添えて、知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

※条例第 10 条第 2 項の規定による許可＝継続許可（固定広告物は 3 年毎に必要）

2 屋外広告物安全点検等検討会

(1) 目的

屋外広告物の落下事故が相次いで発生するなど屋外広告物の安全性確保が問題となっているため、屋外広告物の点検内容等の安全対策について検討するための検討会を設置する。

(2) 構成委員

(敬称略)

小篠 隆生	北海道大学大学院工学研究院准教授
石川 実	(一社)北海道屋外広告業団体連合会会長
藤田 開	協同組合札幌広告美術協会理事長
朝倉 正人	協同組合北海道ネオン電気工業会理事長
小町 美穂	(一社)北海道建築士会 被災地応急支援委員会副委員長

(3) 開催日

第 1 回	平成 29 年 11 月 8 日
第 2 回	平成 30 年 1 月 29 日
第 3 回	平成 30 年 2 月 27 日

(4) 検討会での意見

- ・点検する者により報告にばらつきが見られるため、点検項目を細かくするなどばらつかないような工夫が必要
- ・チェックしていけば点検結果報告書が作成できる等、わかりやすい様式が必要。
- ・項目ごと点検を実施したか否かチェックするようにする。

等

3 見直しの考え方

- 現在実施している点検部位を基本とし具体的なわかりやすい点検を行うため、点検内容を詳細に報告するよう改正
- 点検していない項目の追加ではなく、点検は行っているが報告の内容として見えていなかった部分が見えるような報告書に改正
- 国土交通省において「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」が策定されたこと（H29.7）、また、他の自治体の報告内容を参考とし改正

4 点検結果報告書の見直し（案）

屋外広告物安全点検等検討会での意見等を踏まえ、北海道屋外広告物条例施行規則において下記の改正を行う。

項目	概要
① 点検内容の詳細化	「点検部位」ごとに、より詳細な「点検内容」を追加し、それぞれ異常の有無、異常の内容、改善の概略を記載する。 「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)（平成 29 年 7 月 国交省）」を参考に設定
② 広告物等の種類欄の追加	広告物等の種類欄（地上、屋上、壁面）を追加
③ 該当事項欄の追加	「点検内容」の点検対象となるか否かを明確にするため、「該当事項」欄を追加 点検対象の場合は○を付け、異常の有無、異常の内容、改善の概略を記載
④ 広告物番号の記載	2 基以上の広告物がある場合、広告物 1 基ごとに報告させるため、広告物ごとに番号を記載
⑤ 1 基毎の報告	2 基目以降の広告物については、広告物ごとに点検内容を記載
⑥ 写真貼付用紙を規定	広告物ごとに全体の状況、表示面、接合部・基礎の状態が把握できる写真を貼付する貼付用紙を規定 ・ 2 基以上の広告物がある場合、広告物ごとに写真を添付 ・ 「点検の方法（目視、打音等）」、「補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見」欄を追加

5 今後の見直しの検討

平成 28 年 4 月 28 日付け屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正及び屋外広告物安全点検等検討会での意見、他自治体の状況を踏まえ今後下記の改正について検討を進める。

内容	改正の概要	備考
(1) 管理義務を有する者を明確化する。	・ 所有者又は占有者に管理義務があることを明記する。	条例 12 条
(2) 所有者等の点検義務を規定する。 （新設）	・ 屋外広告物の所有者等は、専門的知識を有するとして規則で定める者に、当該屋外広告物の状況を点検させなければならない旨の規定を新設する。 ・ 有資格者による点検を要しない広告物を定める。	条例 規則
(3) (2) で規定する点検者の資格を定める。 （新設）	・ 点検者の資格を定める。	規則
(4) 点検結果報告義務の規定（新設）	・ 屋外広告物の所有者等は、許可の更新等の申請を行う場合に、(2) の点検結果を都道府県知事に提出しなくてはならない。	条例